

平成19年度指定肉用子牛
保証基準価格及び合理化
目標価格算定要領

平成19年度指定肉用子牛保証基準価格及び合理化目標価格算定要領

1. 保証基準価格

保証基準価格については、次の5種の品種区分ごとに算定する。

①黒毛和種 ②褐毛和種 ③その他の肉専用種 ④乳用種 ⑤交雑種

肉用子牛の保証基準価格は、保証基準価格算定の基準期間における肉用子牛農家販売価格（P0）に品種区分ごとの生産費指数（I）を乗じ、これを市場取引換算係数（m）及び定数（k）により指定肉用子牛の市場取引価格に換算し、算出された価格にそれぞれの品種格差係数（D）を乗じて算定する。

$$P = \{ (P0 \times I) \times m + k \} \times D$$

P : 求める価格（保証基準価格）

P0 : 基準期間の肉用子牛（和子牛及び乳子牛）農家販売価格

I : 基準期間に対する価格算定年度の子牛の生産費の変化率
（生産費指数）

m及びk : 指定肉用子牛（黒毛和種・褐毛和種）の市場取引価格に対する和子牛農家販売価格、及び指定肉用子牛（乳用種）の市場取引価格に対する乳子牛農家販売価格の回帰関係から求めた係数（市場取引換算係数）及び定数

D : 指定肉用子牛（黒毛和種・褐毛和種）の市場取引価格と指定肉用子牛（黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種）の市場取引価格との格差、及び指定肉用子牛（乳用種）の市場取引価格と指定肉用子牛（交雑種）の市場取引価格との格差から求めた係数（品種格差係数）

(1) 基準期間の肉用子牛農家販売価格（P0）の計算

「農業物価統計」による基準期間（昭和58年2月から平成2年1月までの7年間）の和子牛農家販売価格（おす、めす平均）及び乳子牛農家販売価格（おす）を平均して算出する。

ただし、肉用子牛の農家販売価格が基準期間の平均値から1標準偏差を超えて低落、又は高騰している月は除外して算出する。

(2) 生産費指数（I）の計算

ア. 基準期間の生産費における各費目の実質費用（q0）の計算

「子牛（和子牛）生産費調査」及び「乳用おす育成牛生産費調査」による基準期間（昭和58年から平成元年までの7年間）各年の生産費について、各費目ごとに名目費用を対応する物価指数（平成12年＝100）で除したものを費目ごとに平均して算出する。

なお、「乳用おす育成牛生産費調査」は平成元年に調査を開始したため、平成元年から平成7年までの7年間の調査結果及び「農業物価統計」に基づいて、基準期間の生産費を遡って推計する。

イ. 価格算定年度の生産費における各費目の実質費用（q1）の計算

各費目ごとに、平成12年から平成18年の実質費用の傾向に基づき算出する。

ウ. 基準期間の各費目に対応する物価指数（p0）の計算

基準期間各年の生産費の各費目に対応する「農業物価統計」等の物価指数を費目ごとに平均して算出する。

エ. 最近時の各費目に対応する物価指数（p1）の計算

「農業物価統計」等による各費目に対応する最近時の物価指数を費目ごとに平均して算出する。

ただし、黒毛和種、褐毛和種及びその他の肉専用種の繁殖めす牛償却費並びに乳用種及び交雑種のもと畜費は、品種ごとに算出する。

オ. 生産費指数（I）の計算

各費目ごとに q_0 と p_0 を乗じて得られた費用の合計（ $\sum q_0 p_0$ ）を分母とし、 q_1 と p_1 を乗じて得られた費用の合計（ $\sum q_1 p_1$ ）を分子として品種区分ごとに算出する。

$$\text{生産費指数（I）} = \frac{\text{価格算定年度に見込まれる肉用子牛生産費（\sum q_1 p_1）}}{\text{基準期間の肉用子牛生産費（\sum q_0 p_0）}}$$

（3）市場取引換算係数（m）及び定数（k）の計算

一定期間（平成12年2月から平成19年1月までの7年間）の指定肉用子牛（黒毛和種・褐毛和種）の市場取引価格に対する和子牛農家販売価格、及び指定肉用子牛（乳用種）の市場取引価格に対する乳子牛農家販売価格の回帰関係から関係式を求めて算出する。

（4）品種格差係数（D）の計算

基準期間（昭和58年2月から平成2年1月までの7年間）の指定肉用子牛（黒毛和種・褐毛和種）の市場取引価格と指定肉用子牛（黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種）の品種ごとの市場取引価格、及び指定肉用子牛（乳用種）の市場取引価格と指定肉用子牛（交雑種）の市場取引価格との関係から格差を求めて算出する。

2. 合理化目標価格

合理化目標価格については、次の5種の品種区分ごとに算定する。

①黒毛和種 ②褐毛和種 ③その他の肉専用種 ④乳用種 ⑤交雑種

肉用子牛の合理化目標価格は、一定期間における輸入牛肉価格（C）に関税率及び諸経費（T）を乗じ、輸入牛肉の部分肉価格を算出し、これに品質格差係数（Q）を乗じて品質格差を考慮した輸入牛肉に対抗しうる国産牛肉の部分肉価格とし、これを肥育牛換算係数（u）及び定数（v）により肥育牛農家販売価格に換算し、更に出荷体重（W）を乗じて1頭当たりの肥育牛農家販売価格としたものから肥育に要する合理的な費用の額（G）を控除して肉用子牛農家購入価格とし、これを肉用子牛の市場取引換算係数（m）及び定数（k）により肉用子牛の市場取引価格に換算し、算定する。

品種区分ごとの合理化目標価格は、①、②及び③については黒毛和種・褐毛和種の合理化目標価格に相当する価格を上記の方法で算出し、これに品種格差係数（D）を乗じ、算定する。また、④については上記の方法で算定し、⑤については、④に品種格差係数（D）を乗じ、算定する。

$$P = \langle \{ (C \times T \times Q) \times u + v \} \times W - G \rangle \times m + k \rangle \times D$$

- P : 求める価格（合理化目標価格）
C : 輸入牛肉価格
T : 1 + 関税率及び諸経費
Q : 輸入牛肉の部分肉価格と去勢肥育和牛及び乳用おす肥育牛それぞれの部分肉価格との比率（品質格差係数）
u と v : 肥育牛の農家販売価格に対する国産牛肉の部分肉価格の回帰関係から求めた係数（肥育牛換算係数）及び定数
W : 肥育牛の出荷体重
G : 肥育に要する合理的な費用の額
m と k : 指定肉用子牛の市場取引価格に対する肉用子牛（和子牛及び乳子牛）農家購入価格の回帰関係から求めた係数（市場取引換算係数）及び定数
D : 指定肉用子牛（黒毛和種・褐毛和種）の市場取引価格と指定肉用子牛（黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種）の市場取引価格との格差、及び指定肉用子牛（乳用種）の市場取引価格と指定肉用子牛（交雑種）の市場取引価格との格差から求めた係数（品種格差係数）

(1) 輸入牛肉価格 (C) の計算

通関実績による一定期間（平成6年1月から平成15年12月までの10年間）の豪州産及び米国産、並びに冷蔵品及び冷凍品ごとの輸入価格の平均価格を、一定期間（平成15年1月から平成15年12月までの1年間）の豪州産及び米国産、並びに冷蔵品及び冷凍品の輸入比率で加重平均し、これに一定期間（平成14年2月から平成19年1月までの5年間）の外国為替相場の平均値を乗じ、算出する。

(2) 関税率及び諸経費 (T)

算定年度の翌年度の関税率（38.5%）及び諸経費（12%。うち輸入諸掛率7%、消費税率5%）から算出する。

(3) 品質格差係数 (Q) の計算

農畜産業振興機構調べによる一定期間（平成9年2月から平成16年1月までの7年間）の豪州産牛肉の部分肉価格と、米国産牛肉の部分肉価格とを、一定期間（平成15年1月から平成15年12月までの1年間）の輸入比率で加重平均した輸入牛肉の部分肉価格と一定期間（平成9年2月から平成16年1月までの7年間）の（財）日本食肉流通センターの去勢肥育和牛及び乳用おす肥育牛の部分肉価格との比率をそれぞれ算出する。

(4) 肥育牛換算係数等 (u と v、W)

去勢肥育和牛及び乳用おす肥育牛それぞれについて、一定期間（平成12年2月から平成19年1月までの7年間）の「農業物価統計」による農家販売価格に対する部分肉価格の回帰関係から関係式を求めて算出する。さらに、一頭当たりの出荷体重 (W) を乗じる。

(5) 肥育に要する合理的な費用の額 (G) の計算

次により去勢肥育和牛及び乳用おす肥育牛の肥育に要する合理的な費用の額を算出する。

ア. 平成18年のもと畜費以外の生産費における各費目の実質費用 (q0) の計算

「平成18年去勢若齢肥育牛生産費調査」及び「平成18年乳用おす肥育牛生産費調査」に基づき求めた平成18年のもと畜費以外の各費目の費用を各費目に対応する物価指数 (平成12年 = 100) で除して算出する。

イ. 最近時の各費目に対応する物価指数 (p1) の計算

「農業物価統計」等による各費目に対応する最近時の物価指数を費目ごとに平均して算出する。

ウ. 価格算定年度のもと畜費以外の生産費の計算

q0とp1を乗じて得られた費用を合計 ($\sum q_0 p_1$) して算出する。

エ. ウで求めた費用の合計に資本利子及び地代を加算して算出する。

(6) 市場取引換算係数 (m) 及び定数 (k) の計算

一定期間（平成12年2月から平成19年1月までの7年間）における指定肉用子牛（黒毛和種・褐毛和種）の市場取引価格に対する和子牛農家購入価格、及び指定肉用子牛（乳用種）の市場取引価格に対する乳子牛農家購入価格の回帰関係から関係式を求めて算出する。

(7) 品種格差係数 (D) の計算

一定期間（平成12年2月から平成19年1月までの7年間）の指定肉用子牛（黒毛和種・褐毛和種）の市場取引価格と指定肉用子牛（黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種）の品種ごとの市場取引価格及び指定肉用子牛（乳用種）の市場取引価格と指定肉用子牛（交雑種）の市場取引価格との関係から格差を求めて算出する。